

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告〈概要〉 令和6年10月

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（3要領・指針）に基づく教育活動の実施状況等の把握、今後の教育課程、指導、評価等の在り方について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/toushin/mext_01929.html

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体感覚を通して対象に関わることで成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。



第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むのではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。(参照:「幼児教育と小学校教育がつながるってどういふこと?」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育てることへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少が続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

・地方自治体において、

- 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
- 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
- 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進

・国において、

- 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進
- 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
- NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
- 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※EBPM:証拠に基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making)